

第9次勤労青少年福祉対策基本方針策定に向けた主な検討論点（案）

第9次勤労青少年福祉対策基本方針について、職業能力開発分科会における第9次職業能力開発基本計画の審議、新成長戦略の方向性等とも整合性を確保しつつ、検討を進める必要があるが、現時点で、以下のような論点が想定されるもの。

1 「勤労青少年」及び「福祉」の捉え方の整理

- ◇ 「勤労青少年の福祉」については、職業指導の充実、職業訓練の奨励、職場環境の整備、余暇活動の振興、福祉施設の設置等を含む概念とされているところ（勤労青少年福祉法第一条（目的）等）。
 - － 今日の社会的要請に鑑みるなら、「福祉」の中でも、より充実した職業生涯の実現、すなわち福祉の向上の基盤となるキャリア形成の支援がとりわけ重要な課題と考えられるものであり、若者を対象としたキャリア形成支援に関わる総合的な施策を重点的に展開する必要性と、その基本的考え方をより明確化することが考えられるのでは。
- ◇ 第8次基本方針では、その時点での若年者就業支援施策の対象年齢の設定との整合性を確保する等の観点から、勤労青少年の対象年齢について、従前の「30歳未満」を見直し「35歳未満」としたところ。
 - － その後の若年者就業支援施策の対象年齢の設定の見直し（概ね40歳未満）の経過、考え方等を踏まえつつ、発達過程としての青少年の捉え方、勤労青少年福祉対策の目的等も勘案した、考え方の整理が必要ではないか。

2 長期的なキャリア形成支援の充実

- ◇ 勤労青少年等のキャリアに関わる具体的課題として、学校卒業時の就職機会の確保の困難性、早期離転職、非正規雇用の拡大等が挙げられるもの。
 - － 上記1の考え方の整理を踏まえ、勤労青少年福祉対策上の中核的な取組みとして、勤労青少年等の直面する多様な課題に応じたキャリア形成支援に資するスキームの整備、学校から職業生活への円滑な移行、企業内等各段階でのキャリア支援等関連施策の充実、総合的推進を位置づけることが考えられるのではないか。

【参考：現行の関連する主な施策】

- ・ キャリア形成支援の専門人材であるキャリア・コンサルタントの計画的養成・評価、若者自立支援の観点での専門性の向上
- ・ 学校と連携したキャリア教育推進、そのためのキャリア・コンサルタント等の専門人材の養成
- ・ 能力評価基準等を活用した実践的能力習得支援の仕組みの整備
- ・ 非正規労働者等を対象とした、ジョブ・カードを積極的に活用した効果的なキャリア・コンサルティング、職業能力開発成果の蓄積
- ・ 職業能力開発推進者、勤労青少年福祉推進者等の連携による、企業内におけるキャリア形成支援の基盤整備、非正規労働者への重点的アプローチ
- ・ 職場のメンタルヘルス支援の強化 等

3 ニート等の若者の職業的自立支援策の強化

◇ 社会環境、労働市場の構造の変化の下で、学校教育、在職中の各段階において、ドロップアウトのリスクが増高。とりわけ、高校中退者等で、学校教育の枠組みで青少年期の「発達課題」達成に至らなかった者は、ニート発生率が高く、就職とこれを通じた能力開発機会にも恵まれないため、ニート状態から抜け出せない構造が顕著。

- 一 ニート等の若者の職業的自立支援については、第8次基本方針ではじめて勤労青少年福祉対策上の位置づけがなされたところであるが、その後の施策の進捗や、これにより明らかになった課題等を踏まえつつ、青少年期特有の発達課題に起因する、キャリアに関わる象徴的、端的な課題として、これら若者の職業的自立支援施策の意義を改めて明らかにするとともに、その具体体方向性を示すことが考えられるのではないか。

【参考：現行の関連する主な施策】

- ・ 地域若者サポートステーションの拠点・ネットワークの拡充、アウトリーチ等の取組み強化によるより幅広い支援対象者への能動的アプローチ、ジョブ・トレーニングの機会の整備
- ・ 基金訓練による、自立・就職に向け必要な基礎能力習得支援 等

4 勤労青少年ホームのあり方

◇ 勤労青少年ホームについて、主たる利用者として想定されていた学卒広域就職者の激減、若者の余暇活動の傾向変化に加え、ホーム国庫補助金に係る廃止、用途変更の規制緩和、ホームのとりまとめ役であった（財）勤労青少年ホーム協議会の廃止等の環境変化の下、設置数が漸減（21年度末 395 箇所（5年間で

▲84))、利用者数も減少傾向(21年度 264万人(同▲33.0%))にあるところ。

◇ 他方で、地方にあっては、レクリエーション活動等、伝統的な勤労青少年ホーム活動で実績を挙げている事例、また、都市部・地方部問わず、サポステ等若者自立支援の拠点として活用されるなど、キャリア支援の観点から有効活用されている事例等も認められるところ。

一 勤労青少年のキャリア形成に係る様々な課題の背景に、少子化、地域や家庭、職場の人間関係希薄化、進路や趣味の多様化等の社会環境変化の下での、「孤独」「孤立」の問題があり、普遍性を備えた勤労青少年の「居場所」「同世代・異世代間のリアルな交流の場」の整備が求められているのではないかと(場の性格については時代に即したカスタマイズ必要)。

こうした課題や、具体の事例を参考にしつつ、新たな社会的要請の下での、勤労青少年ホームの「今後の課題・展望」について、一定の方向性を示すことが考えられるのではないかと。

5 勤労青少年福祉施策を推進する基盤となる地域ネットワークの整備や専門人材の養成

◇ 青少年を巡る社会環境、課題が複雑化する中で、勤労青少年福祉施策を推進する上で、労働行政機関、産業界・労働界はもとより、より幅広い地域の関係機関、支援機関の連携体制を確保することが、その基盤として必要不可欠となっているもの。

◇ 同様の趣旨で、勤労青少年ホーム、若者自立支援機関をはじめとする関係機関の支援人材、企業における推進者(勤労青少年福祉推進者等)に求められる専門性として、福祉、教育、社会参加等の観点に加え、キャリア形成支援の観点からの専門性がより重視されるもの。

◇ 平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行、自立に向け課題を抱える若者を対象とした支援機関等による地域のネットワーク(地域協議会)の整備が、同法に位置づけられたところ。

一 こうした動向も踏まえ、勤労青少年福祉施策に関わり、推進役となることが期待される機関や専門人材を明確化し、積極的参画を呼びかけるとともに、これら機関、人材によるネットワーク構築、期待される能力開発の実現に向けた環境整備に当たっての重点(好事例や活用し得る施策の紹介、研修等の機会整備、施策評価の視点等を含む)について、明確化を図るべきではないかと。